

○岩手県国土利用計画審議会条例

(昭和 49 年 10 月 15 日条例第 34 号)

[改正] 昭和 50 年 12 月 23 日条例第 39 号、平成 9 年 3 月 27 日条例第 63 号、11 年 12 月 17 日条例第 80 号、12 年 12 月 18 日条例第 72 号、13 年 7 月 9 日条例第 57 号

岩手県国土利用計画地方審議会条例をここに公布する。

岩手県国土利用計画審議会条例

題名改正[平成 11 年条例 80 号]

(設置)

第 1 条 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 38 条第 2 項の規定により、岩手県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

全部改正[平成 11 年条例 80 号]

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

一部改正[平成 13 年条例 57 号]

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員会)

第 7 条 審議会に、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

一部改正[昭和 50 年条例 39 号・平成 9 年 63 号・12 年 72 号]

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 以下略